地域防災拠点運営委員会規約例

　この規約例は、地域防災拠点運営委員会設立に際して新たに規約を作成されたり、改正される時のための参考例です。地域の実情にあった規約づくりのご参考として、お役立てください。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○〇〇学校地域防災拠点運営委員会規約（例）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制定　令和〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　最近改正　令和〇年〇月〇日

（趣旨）

第１条　災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域・行政・学校等からなる〇〇〇学校地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）地域住民

（２）行政

（３）学校等

（地域防災拠点の運営）

第３条　運営委員会は、安全かつ秩序ある避難生活の維持に努めるとともに、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が協力することとする。

（運営委員会の活動）

第４条　運営委員会は、次の事項について協議し、活動を行う。

（１）平常時の主な活動

　　　町の防災組織と綿密に連携し、訓練や研修などに多くの住民が参加できる環境の整備と、要援護者の見守り活動など、地域コミュニティを形成することとする。また、地域防災拠点訓練では、災害時の避難所としての効果的な開設・運営ができるよう災害ボランティア団体などと連携し、地域防災力が向上するよう努めることとする。

（２）災害発生時の主な活動

　災害発生時には、被災者生活を送る避難所としての基盤の形成と、住民による救出・救護活動の拠点、在宅避難者支援のための情報受伝達拠点として機能できるよう、災害ボランティア団体などと連携を行い、避難所運営を行う。

（役員）

第５条　運営委員会には、地域住民から次の各号に掲げる役員を置く。

（１）委員長 　　　　　１人

（２）副委員長 　　　　　〇人

（３）庶務班班長　　　　　１人

（４）情報班班長　　　　　１人

（５）救出救護班班長　　　１人

（６）食料物資班班長　　　１人

（７）学校再開準備班班長　１人

（役員の職務）

第６条 委員長は、運営委員会を統括し、代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

３　各班長は、各班を統括する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の役員の任期の期間中において、当該役員が辞任した場合等には、後任の役員を選出するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期間とする。

（会議の開催）

第８条　運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　平常時は、会議を年1 回以上開催し、議事録を作成するものとする。

３　災害発生時は、会議を適宜開催し、班の意見や要望等を協議し、必要と認める事項を決定する。

（災害時活動の停止）

第９条　各班は、電気、水道及び下水道等のライフラインの復旧等により、地域防災拠点内から避難者が全員退所した場合や、避難者を移動させるなど区災害対策本部から閉鎖等の指示等があった場合に、地域防災拠点を閉鎖し、活動を停止する。

（経費）

第10条　運営委員会の開催及び運営に係る経費は「横浜市地域防災活動奨励助成金」等をもってあてる。

（補則）

第11条　この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

附則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。